

第25期第32回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和8年3月11日(水)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、尾崎賀一、加藤直正、洒井利博、櫻井祐次、
篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、宮部光夫、渡邊仁
計12名
- 4 欠席委員 榎本重恭、神田靖仁、保戸塚武彦 計3名
- 5 議 案
 - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定
について (第1号)
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2号)
 - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第3～14号)
 - (4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第15～16号)
 - (5) 「練馬区農業委員会情報セキュリティ基本方針」の策定につい
て (第17号)
- 6 協 議
 - (1) 令和7年度農地パトロール結果について
 - (2) 令和8年度練馬区農業委員会活動指針(案)および令和8年度
最適化活動の目標(案)の設定について
- 7 報 告
 - (1) 特定農地貸付けに係る報告書の提出について
 - (2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 そ の 他

尾崎賀一会長 皆様、おはようございます。第25期第32回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 ただいまの出席委員数は12名、欠席委員数は3名、欠席の届け出のあった委員は榎本重恭委員、神田靖仁委員、保戸塚武彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は、洒井利博委員と櫻井祐次委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和8年1月14日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、櫻井祐次委員お願いします。

櫻井祐次委員 2月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。この畑では、現在は、タマネギの苗が作付けされており、春にはジャガイモを作付け予定とのことでした。その他、作付け計画に基づ

き、ベビーリーフ、ズッキーニ、ハーブ等を予定しているとのこと
でした。販売はJA直売所のほか、飲食店にも営業をかけていると
のことでした。

境界については隣地との間にはブロックが設置されており、また、
道路との境の部分も確認できました。借主は貸主の親族のため、特
に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願
いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。
令和8年2月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別
措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当するこ
とを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 3月5日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は、申請の部分のほか、西側の道路に面した部分も生産
緑地となっておりますので、この部分から入ることができました。

畑にはブロッコリー、ダイコン、ハクサイなどが作付けされており、販売先は西側の道路に面したところに販売所があるため、全て庭先直売とのことでした。

境界については、測量されたばかりで全て仮杭があったため、問題ないと判断いたします。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年2月9日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員お願いします。

田中聖晃委員 2月9日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑の方ではミカンが200本、レモンが35本、ユズが49本植わっておりました。販売については収穫体験、庭先販売とのことでした。

た。

境界については、一部な不明箇所がありましたので、明示するようお願いしました。以上、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年2月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願ひします。

篠田政巳委員 2月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、スナップエンドウ、ハクサイ、ダイコンなどが作付けされておりましたが、調査時はほとんど収穫が終わっており、これから片付けをするとのことでした。販売に関しては、庭先販売とのことでした。

境界については、一部不明な箇所がありましたので、明示をお願いしました。

また、日頃の農作業は主に申請者の息子さんと娘さん2人で行っているとのことでした。その娘さんによると、以前と比べて畑の周辺環境が変わったため、畑の作業がやりにくくなっているとのことでした。その他は特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年2月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 2月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、ニンニク、タマネギ、キャベツなどが作付けされておりまして。販売先はJAの直売所と飲食店とのことでした。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年2月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 2月17日に、保戸塚武彦委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。

(1)の畑ではレモン、ミカン、キャベツなどが作付けされてきました。一部欠けている部分は駐車場やコンクリートになっているため、納税猶予から外れているとのことでした。(2)の畑では、ダイコン、キャベツ、ブロッコリー等が作付けされておりました。この

畑の東側も畑となっておりますが、その部分は生産緑地に追加指定されたため、納税猶予からは外れているとのことでした。(3)～(8)の畑では、一部にタマネギ、ブロッコリーが作付けされておりました。

販売は庭先直売、JA直売所、学校給食、スーパーとのことでした。境界は一部不明確なところがありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。その他、委員からは特に問題ないと聞いております。よろしくお願いいたします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第7号について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年2月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 2月17日に、保戸塚武彦委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑にはハウスが1棟あり、サニーレタスやシュンギクが作付けされておりました。それ以外の部分は、露地でキウイやブロッコリー、ハクサイ等が作付けされておりました。(3)の畑では、ニンニク、タマネギが作付けされており、ウメ、カキ等も植わっておりました。販売は全て庭先直売とのことでした。

境界については一部不明確なところがありましたので、次回までに明示をお願いしております。その他、委員からは特に問題ないと聞いております。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年2月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、榎本重恭委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局	<p>2月18日に、榎本重恭委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。</p> <p>こちらの畑は大部分に植木が植わっておりました。一部にタマネギなどの野菜が作付けされておりました。販売については、植木は欲しい方に販売し、野菜は知り合いや息子の飲食店に販売をしているとのことでした。</p> <p>境界については全て確認できました。委員からは特に問題ないと聞いております。よろしく申し上げます。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p> <p>つぎに28ページです。議案第9号から第11号については、農業委員会会議規則第10条に基づき、私は退席し、田中聖晃副会長に議事進行をお願いします。</p>
田中聖晃委員	<p>議案第9号から第11号については、同一世帯の案件のため、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号から第11号は農地法上の同一世帯のため、一括して説明いたします。</p> <p>議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和8年2月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認した</p>

ので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

続いて、30ページをお願いします。

議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年2月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

続いて、32ページをお願いします。

議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年2月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

田 中 聖 晃 委 員 本日、榎本重恭委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 2月18日に、榎本重恭委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。

まず、議案第9号について、(1)の畑は、一部体験農園が含まれておりました。(2)の畑も体験農園として使用されておりました。この畑にはハウスも2棟あり、1棟は体験農園の集会所として使用されており、もう1棟はトマト等が作付けされておりましたが、調査日には何もない状態で綺麗に耕運されておりました。また、この畑

の地図上で白く抜かれている部分は井戸や電柱、トイレ等があり、納税猶予から外れているとのことでした。

つぎに、議案第10号についてです。(1)(2)の畑では、ハウスが4棟建っており、野菜苗のほか、コマツナ、スナップエンドウ等が作付けされておりました。それ以外の部分は、露地でブロッコリー、ダイコン、ネギ等が作付けされておりました。こちらの畑も、地図上の白く抜かれている部分には直売所があり、納税猶予から外れているとのことでした。

最後に、議案第11号の畑は全ての体験農園として使われており、現在は何もない状態で綺麗に耕運されておりました。

議案第9号から議案第11号の販路については、体験農園としての運営に加え、庭先販売、JA直売所とのことでした。

境界については、いずれの畑も全て確認できました。その他、委員からは特に問題ないと聞いております。よろしく申し上げます。

田中聖晃委員 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、議案第9号から議案第11号は承認とします。

ここで、尾崎賀一会長にはお戻りいただきます。

尾崎賀一会長 議案第12号以降につきましては、再び私が議事進行を行います。

つぎに34ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和8年2月25日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>尾崎賀一会長</p>	<p>それでは、相原和彦委員お願いします。</p>
<p>相原和彦委員</p>	<p>2月25日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>まず、(1)～(3)、(5)の畑は、北側にミカンが23本植わっており、南側は綺麗に耕運され、この後夏野菜を作付け予定とのことでした。</p> <p>つぎに(4)の畑では、左側にカキ5本、サクランボ3本、アンズ3本などが植わっておりました。畑の右側はブドウ棚となっておりました。下草も綺麗になっておりましたので、問題ないと思います。</p> <p>販路は、果樹が豊作のときにはJA直売所で販売するほか、近くの高松小学校の関係者にも販売しているとのことでした。野菜は自家消費とのことでした。こちらの畑は、地図上で白抜きの部分がいくつかありますが、こちらには大きな木があるため、納税猶予から外れているとのことでした。</p> <p>境界については、(1)～(3)、(5)の畑は自宅の敷地内にあり仮杭で境界がわかるようになっており問題ありませんでした。また、(4)の畑も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>尾崎賀一会長</p>	<p>質問などございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p>

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに36ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年2月25日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 2月25日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
まず(1)の畑には、カキが20本植わっており、下草も綺麗に管理されておりました。(2)の畑は綺麗に耕運されておりました。(3)
(4)の畑はハウスが3棟と、南側にブドウ棚がありました。ハウスは、2棟が苗床や作業スペースとして使用されており、もう1棟は作付け待ちで綺麗に耕運されておりました。その他の部分には、露地でブロッコリーが少し残っており、残りのスペースは綺麗に耕運されておりました。
販売先は市場やJA直売所、給食とのことでした。
境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一 会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第14号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和8年2月25日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長

それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦 委員

2月25日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑には、ダイコンが少し残っておりましたが、その他は綺麗に耕運されておりました。次作はキャベツ、ブロッコリー、エダマメ等を予定しているとのことでした。(3)(4)の畑は綺麗に耕運されており、次作の準備をされているような状態でした。(5)～(7)の畑にも、ダイコンが少し残っておりましたが、こちらも残りの部分は綺麗に耕運されておりました。

販売先は生活協同組合、スーパー、給食とのことでした。

境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一 会長 質問などございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

つぎに40ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。
令和8年1月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。
【申請者、証明対象者等について説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 本日、榎本重恭委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 2月18日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
(1)～(4)の畑の南側には、ハウスが3棟あり、作業場等になっておりました。それ以外の部分は露地で、ニンジン、ダイコン、キャベツ等の多品目が作付けされておりました。
販売は市場、JA直売所、庭先直売とのことでした。境界についても全て確認できました。
証明対象者は生前に息子の作業を一部手伝っていたことが確認できました。委員からは特に問題ないと聞いております。よろしくお願
いします。

尾崎賀一 会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに42ページです。議案第16号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第16号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和8年2月2日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長

それでは、田中聖晃委員お願いします。

田中聖晃 委員

2月9日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらが畑の上側3分の1には、クリが6本植わっており、その他の部分は露地野菜を作付けしておりますが、現在は端境期とのことで、葉物が少し作付けされておりました。その他の部分も綺麗に耕運されておりました。

販売については、畑の東側にある自宅前での庭先販売等のことです。

境界については、1か所不明な点がありましたので、次回までに明示するよう依頼しました。その他、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一 会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに44ページです。議案第17号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第17号「練馬区農業委員会情報セキュリティ基本方針」の策定について」です。

令和7年4月1日付けで総務省自治行政局長より、地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について通知があった。ついで、本通知に基づき、「練馬区農業委員会情報セキュリティ基本方針」を策定する。

【策定理由、施行日等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに50ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

令和7年度の農地パトロール結果についての最終報告です。

1 文書指導を実施する地区は8地区です。

【8地区について、対象地、所有者、指導内容等について説明】

2 事務局にて経過を見つつ指導を行う地区は8地区です。

【8地区について、対象地、所有者等について説明】

3 文書指導案です。51ページをご覧ください。指導対象となった生産緑地の所有者へ、農業委員会会長名で文書を発出するものです。

1 改善を要する農地、2 改善を要する事項には、所有者の情報等を記載します。3 改善されない場合に生じうる事項は記載のとおりです。事務局からは以上です。

なお、今回はJA東京あおば農業協同組合地域振興部にご協力いただき、接触できる方には対面で文書をお渡ししたいと考えております。その際に事務局からの指導に加え、地域振興部からは今後の営農について相談を行う等の連携をしていく予定となっております。

尾崎 賀一 会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに52ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「令和8年度練馬区農業委員会活動指針（案）および令和8年度最適化活動の目標（案）の設定について」です。

農林水産省経営局長から、農業委員会による最適化活動の推進等について通知があった。ついては、本通知に基づき、令和8年度練馬区農業委員会活動指針の策定および令和8年度最適化活動の目標の設定を行う。

【活動指針（案）について説明】

【目標設定等（案）について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
それでは、よろしくお願いします。

つぎに60ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「特定農地貸付けに係る報告書の提出について」です。
令和8年2月26日付けで、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。本件は借受期間の更新となります。

【報告者、農地の所有者・所在・地積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
それでは、よろしくお願いします。

つぎに62ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。
練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は3件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに68ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。
令和8年2月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第32回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人